令和２年度　豊明市福祉有償運送運営協議会 議事要旨

◇日　　時　　令和３年２月２２日（月）　午前 10：00～11：20
◇場　　所　　豊明市役所　新館１階　会議室５
◇出 席 者　　樋口恵一、本田有、加藤充子、磯貝信美、髙岸皓輝（代理)、伊藤正弘、近藤有紀子
◇欠 席 者　　田中英雄、石川優
◇申請団体　　特定非営利活動法人くるみの会　佐藤花織
◇事 務 局　　浅井俊一、松村清子、夏目和茂、伊神竜一、早川佳介（以上、敬省略）
◇傍 聴 者　　無し
◇議　　題　　（１）豊明市における福祉有償運送の必要性について
　　（２）新規登録申請について

議題に入る前に
１　委員９名のうち７名出席のため会議は成立する事を報告。
２　委員委嘱（委嘱状交付、各委員自己紹介）
３　会長の互選（推薦により樋口恵一氏が選任）
４　副会長の互選（推薦により磯貝信美氏が選任）

議　　題

（１） 豊明市における福祉有償運送の必要性について

事務局より、豊明市における移動制約者の概数・豊明市における交通機関の状況・豊明市における移動支援に関する福祉サービスについて、その概要や現況を説明する。

◎市内において公共交通は沢山あり介護タクシーやチョイソコなどもスタートしているが、後期高齢者人口が増える中介護を要する人たちの増加も見込まれ、また常時ケアを必要とする障がい者の移動支援はまだまだ不十分であると言える。これらの事から事務局としては、ＮＰＯ等による福祉有償運送の承認が必要であると考える。

質疑・応答等

会長：介護タクシーやチョイソコなどのシステムが先行し利用が追いついてない状況ではあるが、実態面で市民が困っているなどの問題や課題は

あるか。

事務局：介護予防すべき人が出歩けない事で、このままだと要支援要介護となってしまうという課題があるが、その前に周りが外へ連れ出せるとよく、そういう意味では市民同士の支えあいによる支援であるおたがいさまセンター「ちゃっと」がどこまでその課題に答えられるかというのがある。しかし身体的不自由な要件があると中々難しいというのが現状である。

地域福祉関係者代表委員：
自走タイプの大きな車いすの人がバスで出かけてみたいと思ったが、対応出来るバスの運行本数に限りがあるためバスに乗れなかったという事例がある。また医療ケアが必要な子供を乗せて運転する場合、急にケアが必要になっても運転中のためすぐさま処置が出来ないという声も聞く。

会長：バスは障害者の乗降に配慮出来ていない現状がある。バスの乗降介助に時間を要する事もあり、運転手も乗客も心理的負担を抱えながらの乗降となっている。

採　　決

議題（１）豊明市の福祉有償運送の必要性については異議のある委員はおらず、協議は調った事として採決された。

（２）新規登録申請について

事務局より新規登録申請の内容について説明する。

質疑・応答等

市職員代表委員：地域生活支援事業（移動支援事業）について補足するが、今回の送迎先は学校であるので通学の義務や権利は本来教育分野で守るべきである。しかし現状でそれが満たされておらず問題解消に至ってないため福祉分野での解決を目指しているところである。
なお、もともと移動支援事業の対象としては通学を想定していない。しかし自治体で柔軟に対応できるため福祉有償運送で通学の権利を守っていこうとしている。何年も解消されてきていない問題について、ＮＰ

Ｏに提案いただいている事を行政としては心苦しく思っている。

会長：移動支援事業については今回身体介護を伴うので、移動というよりは介護に対しての支援である。福祉有償運送としては、移動という視点で運送費用の５００円、介護という視点で移動支援事業の４，０２０円と考えるところである。

タクシー運転者が組織する団体の代表委員：
運転免許証や運転記録証明書は確認済か。

事務局：運転免許証は確認済だが、過去２年以内に免停があるかなど運転記録証明書についてはこれから確認するところである。

タクシー運転者が組織する団体の代表委員：
今回の申請団体には敬意を表したい反面、持続可能な事業であって欲しいと考えている。定額の５００円に移動支援事業の４，０２０円を支給してもらうとの事だが、これはあくまで港特別支援学校へ送迎する当該２名を前提としたものであるため、今後他の児童からも依頼があった場合に応じていきたいと考えているか。

申請団体：私たちは医療ケアを必要としている方を対象としているが、そうでない方は学校のスクールバスが対応している、逆に言えばバスに乗れない方を支援しているので、今後対象者があれば応じていきたい。

タクシー運転者が組織する団体の代表委員：
現在どの市町も福祉有償運送が行き詰まっている。持続可能であるという事をどのように確認すればいいかという事に不安を抱えているので、今後移動支援事業に該当しない方が運送を依頼してきた場合、それに対応できる対価設定をしておかないと申請団体が大変になると思う。例えば運送距離が近ければタクシー料金より高くなる場合もある。なので初乗り定額プラス距離制を採用し、どの運送区間になってもタクシー料金の１／２以下になるよう設定するなどした方がいいと考える。

申請団体：市内での送迎を依頼してきた方もいるが、他のところでのサービスを利用された。どうすれば当方でも出来るかを検討したが、朝早い時間にスタッフを準備しなければならず断った。市内送迎を受けると、５０

０円ではタクシー料金より高くなる事は認識している。

会長：中部運輸局代表委員に質問するが、今回は港特別支援学校への送迎という事で設定した料金体系を審議させてもらい、後々改めて市内から市内へという料金設定を審議し申請するという事は出来るか。

中部運輸局代表委員：この料金設定だと当該の２名しか対応できないので、他の方からの依頼があった事を想定し、定額制のみという今回の申請後に距離制も含めた別の料金設定で改めて申請していただくという事は可能である。

タクシー運転者が組織する団体の代表委員：
度々協議会を開催して審議するより予め別の料金体系を設定しておく方がいいが、今回は別の料金体系も将来的には必要であるという事を確認したということで、当該２名の運送について審議を進めるのは問題ないと考える。

市職員代表委員：手段がカバーされる前に家庭が負担しなければならない形で色んな事態が動いているので、通学の潜在的ニーズに申請団体が応えられるのか不安がある。なのでその都度見直しより事前に別の料金体系も用意されていた方がいいのではと思う。

タクシー運転者が組織する団体の代表委員：
申請団体の運転手はボランティアか。

申請団体：職員である。職員であるがゆえ他の依頼までには手が回らないため、対象を絞って取り敢えず始めようという事である。

タクシー運転者が組織する団体の代表委員：
乗降時に起こる事故については、交通事故ではないため自賠責保険が適用されないケースがある。そのためそれらをカバー出来る別の保険に入ったりと、認定要件以外でも費用がかかっている。従ってやはり今後どこかで運送対価については検討が必要だと思う。

会長：運転手は７０歳以上の高齢者か。７０歳以上だと高齢者講習で運転能力の確認をしなければならない。

申請団体：一人高齢者がいるが７０歳未満である。

中部運輸局代表委員：運転手は１名（近日３名となる予定）なのに車両４台を申請する意味は何か。

申請団体：車両４台のうち車いすが４台乗せられる車が１台あるものの、１台は軽自動車であるし、車いすが２台乗せられる車も旅客の１名は普通の車いすではないためリクライニングさせないと乗せられない。従って２名一緒には乗せられないので、どれかで運送出来れば良いと考え４台を申請した。

中部運輸局代表委員：１台に２名乗せる時と、２台に１名づつ乗せる時を想定しているのか。

申請団体：学校で看護師が付く日しか通学出来ないとなっているので、１名はケアがない日は学校へ行かないが、もう１名はそれでも通わせたいという意向である。従って２名一緒の時もあれば１名の時もあるので、このような申請とした。

承認に関する審議

会長：今回の申請は２名の方を対象に、定額制の運賃と生活支援事業の支給を受けて設計された仕組みであるが、運送対価がその他のニーズに応える形になっていないという点と、それを解決する上で距離制の運送対価も構築すべきだという点が見い出せる。しかし今申請団体に先々を想定した運送対価を設定して下さいと言っても、まだその土俵に上がれておらず全くの白紙状態である。従って、この時点で新たな運送対価を設定して申請するというのは酷な事である。

事務局には申請団体以外の団体掘り起こしを並行してお願いしつつ、別の事業者が現れた場合に改めて運送対価を検討すると良いのではないかと考える。

タクシー運転者が組織する団体の代表委員：

福祉有償運送については想定しなかった色々な苦労が生じるので、事務局には次の更新申請までに是非とも困りごとの相談窓口になっていただきたい。

会長：保険の実態を申請団体から聞いて課題を明確にしてもらい、支援できる枠組みがあれば事業者もやりやすいのではないかと思う。

採　　決

議題（２）新規登録申請については委員全員の賛成挙手により、運営協議会としては事務局に対する運転記録証明書の確認を条件に承認するという事で採決された。

申請団体への通達

会長：２名を対象に定額の運賃と地域支援事業給付を活用した運送については、運営協議会として承認した。その他の方の依頼についての枠組み検討は現時点でニーズも不明であるし、申請団体だけでなくその他の団体も掘り起こすなど市全体に広げていくべきという事もあるため時期尚早であり、今後事務局と連携しながら検討していこうという事になった。今回は２名の送迎に限り承認する事とした。

その他

運営協議会において協議が調った事を証する書類の内容確認については、樋口会長に一任する事で一同合意。